

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-21
許認可等の種類	資源管理規程の認可・変更の認可(漁連)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第92条第1項で準用する第11条の2第1項			
許認可等の概要	漁業協同組合連合会の資源管理規程の制定認可及び変更の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法第11条の2第2項、第3項、第4項、第5項及び第6号</p> <p>2 資源管理規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 資源管理規程の対象となる水面の区域並びに水産資源及び漁業の種類</p> <p>二 水産資源の管理の方法</p> <p>三 資源管理規程の有効期間</p> <p>四 資源管理規程に違反した場合の過怠金に関する事項</p> <p>五 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 第一項の認可(同項の変更の認可を含む。第七項において同じ。)を受けようとする組合は、第四十八条第一項第二号の規定による総会の議決の前に、当該資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。</p> <p>4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。第百一条第二項第九号を除き、以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。</p> <p>5 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該資源管理規程についての同意は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。</p> <p>6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十三条第一項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下この項において「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものでなければならない。</p> <p>水産業協同組合施行規則第3条、第6条</p> <p>法第十一条の二第二項第五号(法第九十二条第一項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、資源管理規程を変更し、又は廃止する場合の手續その他必要な事項とする。</p> <p>法第十一条の二第一項(法第九十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の資源管理規程の認可の申請は、申請書に次に掲げる書面を添えてしなければならない。</p> <p>一 資源管理規程</p> <p>二 資源管理規程の設定を議決した総会(総代会を含む。以下同じ。)の議事録の謄本</p> <p>三 法第十一条の二第三項(法第九十二条第一項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面</p> <p>四 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十三条第一項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものであることを証する書面</p> <p>五 その他行政庁が必要と認める事項を記載した書面</p> <p>2 法第十一条の二第一項の資源管理規程の変更の認可の申請は、申請書に前項各号に掲げる書面及び当該申請に係る資源管理規程の変更が第三条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従つて行われたことを証する書面を添えてしなければならない。</p> <p>3 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号。以下「令」という。)第三条第三項の資源管理規程の廃止の届出は、当該資源管理規程の廃止が第三条の規定により定めた資源管理規程を廃止する場合の手續に従つて行われたことを証する書面を添えてしなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			